

平成 24 年度第 4 回宇都宮市男女共同参画審議会の会議録（概要）

1. 開催日時：平成 24 年 11 月 7 日（水）午後 1：30～
2. 場 所：宇都宮市役所議会棟 3 階 第 2 委員会室
3. 出席者：山口委員，末廣委員，松浦委員，渡辺委員，鈴木委員，菊池委員，
下地委員，小林委員，安藤委員，中村委員，後藤委員，砂川委員
4. 協議事項：「第 3 次宇都宮市男女共同参画行動計画」の素案について
5. 議事録

委員

施策の内容そのものではないが，表記や表現等について意見を述べたい。

協議資料 1 の 6 頁の 5 行目に「労働者や地域の担い手の確保」，6 行目に「勤労者の仕事と育児」とあるが，「勤労者」と「労働者」を使い分けしているのか。特に意図がないのであれば，「勤労者」という言い方は今の感覚にはそぐわないと感じるので再検討をお願いしたい。

8 頁の中段に「高齢人口の増加に伴い，介護・看護を理由に離職・転職した人数も増加傾向にあり」とあるが，ここに「看護」は含まれるのか。

同じく 8 頁の最後の行に，「女性の就労（再就職・起業等）支援をはじめ」とあるが，ここに「継続就労」もぜひ入れていただきたい。

10 頁の中段に「ジェンダー不平等指数」について「国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにする」とあるが，「人間開発の達成」とはなじみがない表現であるので再考していただきたい。

13 頁の 3 行目に「平成 24 年 7 月に育児・介護休業法が改正施行され」とあるが，全面施行が平成 24 年 7 月であり，「改正施行」となると平成 22 年 6 月である。訂正をお願いしたい。

66 頁の「日本の動き」では，平成 21（2009）年に「育児・介護休業法改正・施行」とある。平成 16（2004）年の「一部改正・施行」は小さいレベルであるため，「改正・施行」となると平成 22 年 6 月で表記していただきたい。

同じく 66 頁の 2008 年に「パートタイム労働法」が「一部改正法施行」となっているが，「法」は不要ではないか。

事務局

合計 7 つの御意見・御指摘について順を追って確認したい。

6 頁の「労働者」と「勤労者」の表記について，男女共同参画課では主に事業名などで「勤労者」という言葉を使っている。ただ，「労働力人口」といっても，「勤労者人口」とは一般的には使われないため，そこは「労働者」を使用した。ただ，表記方法を統一できないか，検討したい。

8 頁の「介護・看護を理由に離職・転職した」については，グラフ 2 の出典元である「就労構造基本調査」をもう一度確認する。

同じく 8 頁の「女性の就労（再就職・起業等）」には、「継続就労」を追記する。

10 頁の「国家の人間開発の達成…」の文言は確かに分かりづらいものである。男女共同参画白書の文言を引用しているが、その他に市民に分かり易い文言があれば変えていきたい。

13 頁・66 頁の「育児・介護休業法」の改正年月については、平成 22（2010）年 6 月に訂正する。

同じく、66 頁の平成 20（2008）年「パートタイム労働法」一部改正法施行」となっているが、「改正」を削除する。

会長

「改正・施行」と「改正施行」の表記にも違いが見られるようです。

事務局

表記方法について統一します。

委員

事務局から、男女共同参画課では「勤労者」という言葉を多く使っているとの説明があったが、私もそのように思いながら拝見していた。ただ、未来を担う子どもたちや若い人たちにとって、「労働」という言葉は聞きなれていても、「勤労」という言葉はあまり馴染みがないと思う。若い人達に理解をしてもらうのであれば表現方法を検討した方が良い。

委員

協議資料 1 の 50 頁に具体的な事業として、「審議会・委員会等への女性登用促進」とある。男女共同参画審議会は女性委員の割合が高いが、他の審議会や委員会も女性の登用割合を高められるように働きかける方法があると良いのではないかと。

事務局

50 頁にあるとおり、本市では「審議会等における女性の登用率」を現状値 25.1%から目標値 30%まで引き上げたい。本市としても力を入れているところであるが、なかなか達成できないでいる状況にある。審議会の運営については、所管課である行政経営課と男女共同参画課が連携をとりながら促進を図りたい。「審議会・委員会制度の改善に関する指針」があるが、それなどを念頭に置きながら庁内で検討したい。

審議会委員を公募していること自体を知らないという御意見も市民からいただいております。今後、周知方法も工夫していきたい。また、庁内推進委員会などを通じて、女性委員の積極的登用促進を働きかけたい。

事務局

専門分野の審議会等において女性委員が参画している割合が少ない。委員の構成メンバ

一が既に決められている場合もあり、目標達成が難しいこともある。できることから取り組んでいきたいと考えている。例えば、団体推薦では、会長職等に限らず女性委員の推薦にもご配慮いただくなど、女性の登用促進を図っていきたい。

委員

48 頁の施策番号 7「まちづくりにおける男女共同参画の推進」のうち、①「防災活動や災害発生時にける男女共同参画の推進」では、危機管理課との連携により推進していくとの説明であったが、③「地域活動における男女共同参画の促進」は、男女共同参画課だけでは達成できないことが沢山あると思う。このようなまちづくりに関して、庁内関係課でどのような連携を図っているのかお聞きしたい。例えば、広報紙による啓発を年に 2・3 回実施したところで、「地域活動における男女共同参画の促進」が進むとは思えない。47 頁の成果指標にも「地域などで社会的な活動を行っている市民の割合」を現状値 49.8%から目標値 62.6%まで向上するとあるが具体的な方法について教えてもらいたい。

事務局

ご指摘のとおり、広報紙を配布するだけでは意識は高まらないと思うので、41 頁「①男女共同参画推進講座等の実施」などで取り組んでいきたい。これまで男女共同参画推進センターを中心に講座を開催していたが、地域との繋がりがなかなか取れなかった。そこで各地区にある生涯学習センターなどと連携し講座等を実施することで、地域における男女共同参画の意識の高揚などを図っていきたい。

委員

第 3 回審議会では、就労継続を希望する方たちを支援するような企業の取組がばらばらであり、そのような中で働く女性がネットワークを図れるような仕組みが欲しいとの意見があった。事務局の先ほどの説明では、その受け皿として「企業啓発出張セミナーの実施」において、その関係者の集まりに伺うという説明であったが、登録団体などいろいろな場で行うことができれば良いと思う。要望であるが、集まりに出向くというよりは、集まる場をつくるのに力を出していただきたい。

また、同事業が 42 頁の施策番号 2「男女共同参画についての広報・啓発活動」に入っていることに違和感がある。

事務局

協議資料 1 の資料 42 頁については、添付すべき表に誤りがあり、お詫びして訂正する。訂正版については後日、郵送させていただきます。

事務局

52 頁の「企業啓発出張セミナーの実施」では、現在、商工会議所などと連携して実施しており、女性部会などの集まりに出向きセミナーを開催している。今後も企業への出張セ

ミナーや、要望があれば女性たちのセミナーなども行っていきたい。また、50 頁に記載している女性のための「リーダー養成講座の実施」などでも行っていきたい。

委員

具体的な事業のうち、活動指標や現状値で斜線が出てくるが、これはどのような意味か。

事務局

これらの事業は、41 頁の「①男女共同参画推進講座等の実施」の活動指標、現状値、目標値に含まれていると御理解いただきたい。目標値としては年 20 回、計 800 人の参加を掲げているが、その講座の一環として行う事業である。

委員

年度当初に計画した回数ではなく、臨機応変に対応しながらテーマを設定し、合計として年に 20 回ほど開催するという趣旨でよいのか。

事務局

「具体的な事業」として掲げた事業は、基本的には毎年実施したいと考えているが、その時々流行テーマなどを踏まえながら開催回数について増減するなど臨機応変に対応したい。例えば、これまでもメタボリックシンドロームが話題となったときには「男女の年ごとの健康支援」を講座のテーマとして取り上げた。

委員

内容としては緻密で非常によくできていると思うが、気づいた点を述べたい。

まず、5 頁の「計画策定の趣旨」では、「第 3 次男女共同参画行動計画」とはどのようなものなのか、位置づけや意義について、私も含めてよく見えてこない。市民から「本計画については何でしょうか」と尋ねられたときにわかりやすい文章を一言入れてもらいたい。

例えば、国が作った「第 3 次男女共同参画基本計画」では「この計画は理想を現実としていくため、理想と現状のギャップを埋めるためのストーリーなんです」と書いている。「なるほどな」とこの一行で分かったような気持ちになる。この素案の文章にはそれがない。市民にはとっつきにくい。市民が読みたいとは思わない。分かりづらくとっつきにくい導入文では、その後の文章を読んでもらえなくなる。

例えば、「企業や地域における男女共同参画を実現可能な行動計画につなげる環境づくりのためのストーリー」が今回の中身ではないだろうか。企業はそれほど強調していないかもしれないが、地域における男女共同参画を強調している。「個人や民間団体の男女共同参画社会の実現に向けての活動を後押しする、あるいは、先導するためのストーリーです。」など一言入れてもらえたら。優しい呼びかけをすることでその後の文章を読んで貰えるのではないだろうか。しかし、その作成にあたっては「継続性」と「発展性（展開性）」が無

いといけない。第1次・第2次・第3次行動計画と継続していかないと意味をなさない。また、「発展性」や「進展性」がなければいけない。今回は、「展開性」や「進展性」の視点が少し弱いかもしれない。中身が弱くても、自分たちで作ったと示す文言を「はじめに」、「計画策定にあたって」に入れてほしい。例えば、31頁の「課題の総括」であるが、施策の方向と内容は緻密できちっとまとまっている。よくできていると思う。ただ、「継続性」についてはかなり追求をしているが、「進展性」についてはどうなのだろうか。第1次行動計画では「基盤づくり」を、第2次行動計画では「環境整備」を、では第3次行動計画は何と表現すべきか。36頁の基本目標を見ると、「〇〇〇社会の実現」という言葉で重要施策の考え方をまとめている。「引き続き重要」「これまで以上に積極的に取り組まなくてははいけない」「今後大きな課題となっていく」の3つを見通して考えたとなっている。それではこれらの中身は一体何なのか。事務局の説明には入っていたが、文章としては記載されていない。具体的には一体何なのかを入れておいて欲しい。重点施策をどのように作ってきたのかという基本姿勢がもう少し明らかになった方が良い。

今、挙げた3つの視点も重要であるが、第3次行動計画をこの時期に作るのであれば3.11の東日本大震災以降の社会、市民の考え方の変化を捉えて対応できるような行政施策をつくったという視点とが重要なのではないか。震災後の社会の考え方として、「make something」「change something」という言葉がよく使われている。社会一般の考え方が大きく変わってきた。男女共同参画推進団体の活動においても、今までと同じ事をやっていたのでは会員離れが起きて活動ができなくなるのではないか。もっと今までと違ったことを考え、変えていく必要があるのではないか。考え方が大きく変わってきた危機感を持って、次年度の行動計画を立てている自治体が多いといわれている。では、それは一体何かと言うと「実際に、具体的に動き出す」ことが大切なのではないか。これが3.11以降の社会で重要視されていることと思う。男女共同参画審議会で練ってきた「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画（案）」も、「実際に動き出すことを後押しするために考え、作成した」くらいのことを訴えることが重要ではないだろうか。知識を持っているだけでなく、使ってこそ意味がある。行動計画だけを提示するだけでなく、実際に行うことが大切である。男女共同参画審議会は事業機関ではないが「男女共同参画審議会は企画をして事業を行う」くらいの気持ちで作った計画であるとはっきり打ち出していないと、3.11以降の社会において私たちの考え方は受け入れてもらえないのではないだろうか。そのような視点をもって「計画策定にあたって」を書き足していただきたい。

事務局

「計画策定にあたって」をより分かりやすい文章に、もう一度精査したい。また、私たちの計画策定にあたっての思いを盛り込みたい。

35頁の「重点施策の考え方」については具体的にどのような施策を想定しているのか補足する。

会長

以上を持ちまして、第4回男女共同参画審議会を終了いたします。計4回にわたる審議にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

事務局

本日が、今年度最後の審議会となりますので、市民まちづくり部長より一言申し上げます。

福田市民まちづくり部長

皆様大変お世話になりました。第3次男女共同参画行動計画につきましては、6月に審議会に審問いたしまして合計4回開催されました。山口会長をはじめ、委員の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。素晴らしい計画書の素案が出来あがったと考えております。今後、この素案をもとにパブリックコメントや議会説明を経てできあがるわけですが、先程の話にもございましたように、計画ができれば終わりではなく、男女共同参画社会の実現に向けて、本計画に基づきいかに行動していくかが肝要です。本市としましても、本計画を実施するにあたってはさまざまな関係部署を巻き込みながら、多岐にわたる分野で取り組んでいくこととなります。地域における人づくりにおいても、男女共同参画の視点は非常に重要になっていくものと思われます。これから庁内はもとより、関係機関や委員の皆様と連携しながら取り組んでいきたいと存じますので、今後とも皆様の御指導、御協力のほどよろしくお願い申し上げますとともに、お礼の言葉といたします。